

■特定入所者介護サービス費

特定入所者介護サービス費＝基準費用額－負担限度額

※施設が設定している居住費・食費が基準費用額を下回る場合は「施設が設定した金額－負担限度額」が給付額になります。

■基準費用額

居住費 (滞在費)	介護老人福祉施設 短期入所生活介護		介護老人保健施設 介護療養型医療施設 短期入所療養介護	食費
	ユニット型個室	ユニット型準個室		
ユニット型個室	1,970円	1,970円		1,380円
ユニット型準個室	1,640円	1,640円		
従来型個室	1,150円	1,640円		
多床室	320円	320円		

■負担限度額は負担段階、施設の種類等によって異なります

対象者	居住費 (滞在費)	介護老人福祉施設 短期入所生活介護		介護老人保健施設 介護療養型医療施設 短期入所療養介護	食費
		ユニット型個室	ユニット型準個室		
第1段階 ・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で 世帯全員が市民税非課税の方	ユニット型個室	820円	820円	820円	300円
	ユニット型準個室	490円	490円	490円	
	従来型個室	320円	490円	490円	
	多床室	0円	0円	0円	
第2段階 世帯全員が市民税非課税の方で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	ユニット型個室	820円	820円	820円	390円
	ユニット型準個室	490円	490円	490円	
	従来型個室	420円	490円	490円	
	多床室	320円	320円	320円	
第3段階 世帯全員が市民税非課税の方で、第2段階に該当しない方	ユニット型個室	1,640円	1,640円	1,640円	650円
	ユニット型準個室	1,310円	1,310円	1,310円	
	従来型個室	820円	1,310円	1,310円	
	多床室	320円	320円	320円	

■対象となる方は

所得の低い方で、介護保険3施設を利用している方です

■対象となるサービスは

- ・指定介護福祉施設サービス
- ・介護保健施設サービス
- ・指定介護療養施設サービス
- ・短期入所生活介護
- ・短期入所療養介護

上記の対象者が対象のサービスを利用した場合、居住費・食費それぞれに負担限度額が設けられています。

限度額を超えた分は、「特定入所者介護サービス費」として介護保険から支給されるので、限度額を超える負担

はありません。

このサービスを利用される方は総合窓口センター等で申請を行ってください。

申請された方には、市から「介護保険負担限度額認定証」を交付します。有効期限は翌年六月末日で毎年更新の手続きが必要になります。

▽問い合わせ
保険課 ☎ 44・3003

4

所得の低い方には補足的給付
特定入所者介護サービス費社会福祉法人等の介護サービス
利用者負担を軽減

介護保険制度では、通常一割の負担が原則ですが、社会福祉法人等のサービス事業所で介護サービス（施設サービス・ショートステイ・デイサービス・ホームヘルプサービス）を利用する場合、次の要件を該当する方は負担が軽減されます。

■軽減の該当者

住民税世帯非課税の方であつて次のすべての要件を満たし、生計困難者として市が認定した方。

- ①年間収入が、単身世帯で百五十万円、世帯員が一人増えることに五十万円を加算した額以下の方
- ②預貯金等の額が単身世帯で三百五十万円、世帯員が一人増えることに百万円を加算した額以下であること。
- ③世帯がその居住用の家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用できない資産を所有しないこと。
- ④負担能力のある親族に扶養されていないこと。

■制度実施予定の社会福祉法人

・緑風館（広田中筋）

☎ 45・1718

・どんぐりの里（松帆樺田）

☎ 36・5630

・翁寿園（八木寺内）

☎ 42・6006

・太陽の家（八木養宜上）

☎ 43・3100

・すいせんホール（賀集野田）

☎ 53・0030

・南あわじ市社会福祉協議会（広田広田）

☎ 44・3007

■問い合わせ

保険課 ☎ 44・3003

介護保険制度が10月から改正
～自己負担額の改正、保険者証の更新など～

1

介護保険施設の居住費と食費が原則として自己負担となりました

- 対象となる介護保険施設
- ・介護老人福祉施設
 - ・介護老人保健施設
 - ・介護療養型医療施設

は④の補足的給付があり、居住費・食費に限度額が設けられています。

居住費・食費の負担が心配…

改正前

$$\text{施設サービス費の1割} + \text{食費の一部負担} + \text{日常生活費（理美容代など）} = \text{自己負担}$$

改正後

$$\text{施設サービス費の1割} + \text{居住費} + \text{食費※} + \text{日常生活費（理美容代など）} = \text{自己負担}$$

※栄養管理費については、引き続き保険給付の対象になります

改正前

対象者	自己負担の上限額
・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方	1万5,000円
世帯全員が市民税非課税の方	2万4,600円
市民税世帯課税の方	3万7,200円

改正後

利用者負担段階	対象者	自己負担の上限額
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方	1万5,000円
第2段階	世帯全員が市民税非課税の方で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	1万5,000円
第3段階	世帯全員が市民税非課税の方で、第2段階に該当しない方	2万4,600円
第4段階	市民税世帯課税の方	3万7,200円

3

介護保険被保険者証の一斉更新！

介護保険制度の改正により、保険者証の記載も一部変更されますので、10月上旬に新しい保険者証を被保険者全員に郵送します。合併により3月に保険者証を交付しておりますが、今後、介護保険サービスを利用される時は今回送付の新しい保険者証をご利用ください。旧保険者証は総合窓口センター等へご返却ください。

介護保険アンケートにご協力を

平成18年度からの介護保険事業の計画を作成するにあたり、次の方を対象にアンケート調査を実施させていただきます。

郵送またはケアマネジャーをとおして依頼させていただきますので、対象となられた方はご協力をお願いします。

■対象者

要支援・要介護1認定者と、要支援・要介護認定を受けていない方の中から無作為抽出による約1000名

■実施時期

9月下旬から10月中旬

■問い合わせ

保険課 ☎ 44・3003